平成２８年（フ）第２８８号
愛知県岡崎市橋目町字神田12番地１　エレガンスハイツ神田Ⅱ202
債務者　小島　幸司
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１９８号
大阪市平野区加美北７丁目２番４号、前住所大阪府東大阪市東上小阪２番17号
債務者　水口　満美
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６５８号
大阪市大正区北恩加島１丁目２番23号
債務者　橋本　昌明
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９５３号
大阪府八尾市春日町２丁目３番８号　ＴＭハイツ101号、前住所大阪府八尾市永畑町３丁目２番３―309号
債務者　南垣　幸治
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１２８号
大阪市城東区森之宮１丁目５番207号、前住所大阪市城東区森之宮２丁目６番242号
債務者　濱部　綾子
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１５７号
大阪市港区八幡屋３丁目10番４―1202号、前住所大阪市港区池島１丁目４番43―508号
債務者　横矢　涼子
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２２１号
大阪府守口市南寺方東通５丁目３番４―301号
債務者　米倉　純一
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２３０号
大阪市鶴見区緑１丁目10番33―801号
債務者　辻本　邦子
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２６２号
大阪市平野区長吉長原東３丁目２番28―207号
債務者　辰己恵美子
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３０７号
大阪市住吉区我孫子１丁目８番23―612号
債務者　川口　忠芳
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３０８号
大阪市旭区高殿２丁目19番25―716号
債務者　榎本　陽子
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３０９号
大阪府東大阪市横枕西４番６―901号
債務者　髙橋　浩子（旧姓福西）
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３１０号
大阪府枚方市東船橋１丁目34番地（307）
債務者　濱田かおる
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３１１号
大阪府門真市古川町10番36号　大成ビル405号
債務者　藤井　良平
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３２１号
大阪市東住吉区今川３丁目７番24号
債務者　北浦　正明（旧姓川上）
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６４号
相模原市緑区西橋本１丁目19番４号　ロイヤル西橋本401
債務者　森山　　剛
１　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３６７号
相模原市中央区大野台３丁目３番５号
債務者　近藤　基枝
１　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部